

平成 30 年 5 月 29 日施行  
平成 30 年 11 月 16 日修正  
令和元年 8 月 10 日修正  
令和 3 年 7 月 9 日修正

## FrontISTR Commons 細則

### 第一章 会員規定

#### (入会)

第 1 条 当法人の正会員、学生会員、賛助会員として入会しようとするものは、別途定める会員申込書により申し込むものとする。

#### (会費)

第 2 条 この法人の会費は、次の各号に掲げる通りとする。当年度分の会費は入会承認月の翌月末までに納めなければならない。継続の場合は、新年度の 4 月末までに納めるものとする。

正会員年額	金 5,000 円 (入会が 10 月 1 日以降になる場合は当該年度は半額とする)
1. 学生会員年額	無料
2. 賛助会員	金 100,000 円/口

#### (納入)

第 3 条 前条に規定する会費は、この法人が指定する方法で当該年度内に 1 年分を一括納入するものとする。

#### (賛助会員の口数)

第 4 条 賛助会員の会費は 1 口(くち)以上とし、 $N$ 口につき  $2N-1$  名が研究会および開発会議に参加できるものとする。

2. 賛助会員は個人、団体を問わない。

3. 賛助会員は FrontISTR Commons 内において限られた会員(正会員および賛助会員)からなるグループを構成して研究開発活動の支援を受けることができる。その場合、通常の賛助会員の会費に加えて、1 活動案件あたり 1 口の会費を

運営経費として追加で支払うものとする。ただし、理事会が認めればこの運営経費は免除することができるものとする。

(退会又は除名の扱い)

第5条 退会した者又は除名された者は、納付済会費の払い戻しを求めることができない。

## 第二章 ワーキンググループ (WG)

(ワーキンググループの設置)

第6条 定款3条の目的を達成するために、機能別に次の4つのワーキンググループ (WG) を常置する。ソフトウェア、サポート、計算インフラ、教育・広報。

(ワーキンググループの運営経費)

第7条 WGに対しては予算の範囲内でその運営経費を交付する。交付額の算出方法は別に定める。

(ワーキンググループ運営委員会)

第8条 WGに対しては運営委員会を置く。運営委員会は主査、運営委員により構成する。運営委員会には必要に応じて副査を置くことができる。

## 第三章 附則

(細則の変更)

第9条 この細則の変更は、理事会で行う。

本細則は平成30年5月29日より施行する。

平成30年5月11日

東京都文京区弥生二丁目11番16号

一般社団法人 FrontISTR Commons

代表理事 奥田洋司